## 技能労務職員の法的位置付け

- 〇 単純労務職員の範囲は解釈上、昭和27年9月30日に失効した「單純な 労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令」(昭和26 年政令第25号)で定められていた範囲と一致するものとされている。
- 〇 單純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令 (昭和二十六年政令第二十五号)

地方公務員法附則第二十一項に規定する單純な労務に雇用される職員とは、 一般職に属する地方公務員で左の各号の一に掲げる者の行う労務を行うものの うち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。

- 一 守衞、給仕、小使、運搬夫及び雑役夫
- 二 土木工夫、林業夫、農夫、牧夫、園丁及び動物飼育人
- 三清掃夫、と殺夫及び葬儀夫
- 四 消毒夫及び防疫夫
- 五 船夫及び水夫
- 六 炊事夫、洗たく夫及び理髮夫
- 七 大工、左官、石工、電工、営繕工、配管工及びとび作業員
- 八 電話交換手、昇降機手、自動車運転手、機械操作手及び火夫
- 九 青写真工、印刷工、製本工、模型工、紡績工、製材工、木工、及び鉄工
- 十 溶接工、塗裝工、施盤工、仕上組立工及び修理工
- 十一 前各号に掲げる者を除く外、これらの者に類する者